

半田市立半田病院 新病院エネルギーサービス事業予定者選定プロポーザル実施要領

I 一般事項

1 事業の趣旨

半田市立半田病院（以下「半田病院」という。）は、令和元年11月に「半田市立半田病院新病院建設構想（改訂版）」を策定した。この内容を踏まえて、令和2年4月に設計者を選定し、基本設計をまとめたところである。

半田病院新病院（以下「新病院」という。）の建設にあたり、初期投資費用や空調保守に係る費用を平準化することのできるエネルギーサービス（以下「ES」という。）事業の採用を検討してきたが、病院経営を取り巻く急速な環境変化に対して、ES事業の導入が効果的であると判断した。

そこで、ES事業者による高度な技術を活用した設備等の設計、施工、運転・保守・維持管理を行うことで、病院建物のライフサイクルコストと環境負荷の低減、災害時における病院機能継続性の向上などを図ることを目的として、今後のパートナーとなるES事業予定者（以下「事業予定者」という。）を公募型プロポーザルにより選定する。

2 事業概要

(1) 事業名

半田市立半田病院新病院エネルギーサービス事業

(2) 事業場所

半田市横山町地内

(3) 事業内容

事業者は、新病院と結ぶES契約に基づき、包括的サービスを新病院に提供するものとする。事業者は、エネルギー供給設備である電気設備及び熱源設備（以下「ES設備」という。）を保有するものとし、保有する各設備の設置工事や配管・配線工事、それに伴う資金調達、国土交通省あるいは新病院の保安規定などで定める法定点検・定期点検等の保守管理、税務処理、電気の変電・送電及び空調・給湯用の熱供給を行なうものとする。また、ES設備以外に新病院全体の各種設備の統括管理業務・設備機器維持管理業務・設備機器保守点検業務・総合環境診断業務のファシリティマネジメント（以下「FM」という。）業務を一貫して行うことで、新病院全体の省エネルギー化や各種設備の運転維持管理の省力化をはかり、新病院の運営コスト削減を目指すものとする。

(4) 事業範囲

事業者が行う事業の範囲は、次のとおりとする。

ア ES設備の設計、建設（調達、施工）及びその関連業務

ただし、設計業務については、技術協力者として、新病院建設工事（以下「本体工事」という。）の設計者と協力して実施すること。

イ ES設備の調達に伴う資金調達及びその関連業務

ウ ES設備の設計、建設に関するすべての手続き業務及びその関連業務

エ エネルギー供給期間内におけるES設備の運転管理・維持運営業務・更新計画

事業者は、エネルギー供給期間内にES設備の運転管理及び維持運営（定期点検、消耗品・部品交換、修繕など）を行なうものとする。

- オ エネルギー供給期間内におけるE S設備の故障時の緊急対応業務及びその復旧業務
 事業者は、エネルギー供給期間内にE S設備に異常があった場合は、早期に自己の費用にて仮復旧対応及び本復旧対応に着手して新病院の機能を維持するものとする。ただし、不可効力の場合、あるいは新病院の過失により生じたE S設備の異常の場合は、新病院が当該費用を負担するものとする。
- カ エネルギー供給期間終了後のE S設備の所有権移転業務
 事業者は、エネルギー供給期間終了後に新病院へE S設備の所有権の移転を行なうものとする。ただし、所有権移転の時期については、病院と事前協議をするものとする。
- キ エネルギー供給期間内におけるE S設備を含めた新病院全体の各種設備のFM業務
 事業者は、エネルギー供給期間内にE S設備を含めた新病院全体の各種設備について、FM業務全般を行なうものとする。
- ク エネルギー供給期間内におけるE S設備を含めた新病院全体の各種設備の省エネルギーコンサルタント業務
 事業者は、エネルギー供給期間内にE S設備を含めた新病院全体の各種設備の運用改善に関する業務を継続的に行うものとする。検討はLCEMツールなどを用いて行い、設計、施工、運転・保守・維持管理（エネルギー供給開始後3年までを予定している。）まで一貫して行うものとする。
- (5) エネルギー供給期間
 エネルギー供給期間は、令和22年3月31日までとする。
- (6) 土地・建物等の使用
 事業者は、E S設備等の設置に伴う新病院の財産（土地・建物等）の使用許可手続を行うものとする。ただし、使用料の支払いは免除する。
- (7) E S事業スケジュール
 実 施 設 計：令和3年7月～令和4年3月（予定）
 建 設 工 事：令和4年10月～令和6年11月（予定）
 新 病 院 開 院：令和7年4月（予定）
 エネルギー供給：令和7年4月～令和22年3月（予定）

3 事業予定者選定の概要

(1) 主催者及び事務局

ア 主催者 半田市

イ 事務局 半田病院事務局管理課新病院担当

〒475-8599 愛知県半田市東洋町二丁目29番地

電 話: 0569-22-9881 (代表) 内線2114

FAX: 0569-24-3253

メールアドレス: byouin@city.handa.lg.jp

半田市立半田病院ホームページ: <https://www.handa-hosp.jp/>

(2) 選考方式

本事業は、参加表明書を提出した者（以下「応募者」という。）から提出された企画提案書

を総合的に評価し、事業予定者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

(3) 実施スケジュール

実施するスケジュールは次のとおり

区 分	項 目	日 程
公 告	プロポーザルの公告 (病院ホームページに掲載)	令和3年3月15日(月)
資料の配布	図面等資料の配布	令和3年3月16日(火) から 令和3年3月26日(金) まで
参加表明書	参加表明書に関する質疑受付	令和3年3月16日(火) から 令和3年3月23日(火) まで
	質疑回答(病院ホームページに掲載)	令和3年3月25日(木) まで随時
	参加表明書等の提出	令和3年3月29日(月)
	参加資格要件審査結果通知	令和3年4月 2日(金)
参加辞退届	参加辞退届の提出期限	令和3年4月23日(金) まで
企画提案書	企画提案書等に関する質疑受付	令和3年3月16日(火) から 令和3年4月 9日(金) まで
	質疑回答(病院ホームページに掲載)	令和3年4月16日(金) まで随時
	企画提案書等の提出	令和3年5月25日(火)
評 価	プレゼンテーション及びヒアリング	令和3年6月 2日(水)
	結果発表(公表・通知)	令和3年6月上旬
契約等	基本協定締結	令和3年7月上旬(予定)
	事業契約締結	令和7年4月(予定)

4 評価委員会

参加表明書等の評価は、半田市立半田病院新病院エネルギーサービス事業予定者選定プロポーザル評価委員会(以下「委員会」という。)が実施する。

なお、評価委員会は、会議の公平かつ円滑な運営のため、非公開とする。

評価委員(順不同・敬称略)

委員長 奥宮 正哉 名古屋大学 名誉教授

副委員長 田中 英紀 名古屋大学 教授

堀寄 敬雄 半田市 副市長

山本 卓美 半田市 総務部長

石田 義博 半田病院 院長

渡邊 和彦 半田病院 副院長

白井 麻希 半田病院 看護局長

5 参加資格及び条件

応募者は、次に掲げるすべての事項を満たすものとする。

- (1) 基本協定締結までの間に、半田市の入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 単体企業であること。
- (3) 平成23年3月1日以降に、総病床数200床以上かつ延床面積20,000㎡以上の病院のES業務を受注した実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項の一般競争入札に参加させないことができる者に該当しないものであること。
- (5) 参加表明書等の提出時において、半田市から指名停止の措置を受けていないこと。ただし、参加表明書等の提出日から基本協定締結の時までの間に、半田市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 市町村税、都道府県税及び国税（消費税及び地方消費税を含む。）の滞納がない者であること。
- (9) 参加表明書等の提出日から基本協定締結の時までの間に、「半田市暴力団排除条例」（平成23年条例第19号）に基づく排除処置を受けていない者であること。
- (10) 業務の一部を再委託する場合は、再委託先の事業者が半田市の入札参加資格を有している者である場合、指名停止期間中でないこと。

6 参加不適格者及び欠格条件

- (1) 新病院建設設計業務又は建設支援業務等の受託者と、資本又は人事面において、次に掲げる事項に該当する者は、本プロポーザルに参加できない。
 - ア 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者
 - イ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- (2) 参加表明書等を提出した組織又は再委託先の事業者に所属する者が、評価委員又は関係者と本計画に関する接触を求めたときは失格とする。
- (3) 企画提案書等が次のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 提出書類に虚偽の記載があるもの、すでに発表されたものと同一あるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると委員会が認めたもの

なお、評価終了後に事実関係が判明した場合においては、無効とする。

7 図面等資料の配布

図面等の配布は、次により行う。

(1) 配布期間

令和3年3月16日(火)から3月26日(金)まで(土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)

(2) 配布場所

事務局

(3) 配布方法

図面等の配布はPDFファイル等にて行うので、事前に事務局に連絡の上、書き込みのできる未使用の電磁記録媒体(CD-R等)を持参すること。

II 参加資格審査

1 提出書類の提出内容等

(1) 提出書類等

ア 参加表明書…………… (様式1)

イ 応募者の概要等について…………… (様式2-1~2)

① 応募者の概要…………… (様式2-1)

② 配置予定者一覧…………… (様式2-2)

別紙の要求水準書に示す本業務の設計業務責任者、施工業務責任者、統括管理責任者、電気設備工事担当者、機械設備施工担当者、電気主任技術者及びFM業務責任者について、配置予定者の氏名、業務に必要な資格、主な業務経歴等について記載すること。

ウ ES業務及びFM業務の実績…………… (様式3-1~3)

① 「I 5 参加資格及び条件」(3)に該当するES業務実績…………… (様式3-1)

② 平成23年3月1日以降に、延床面積20,000㎡以上の施設に対し、ES業務を受注した実績の代表事例(3件まで)

…………… (様式3-2)

③ 平成23年3月1日以降に、延床面積20,000㎡以上の施設に対し、FM業務を受注した実績の代表事例(3件まで)

…………… (様式3-3)

エ 納税証明書(市町村税、都道府県税及び国税(消費税及び地方消費税を含む。))

(2) 提出場所

事務局

(3) 提出方法

ア 令和3年3月29日(月)午前9時から午後3時まで(正午から午後1時までを除く。)に、必ず事務局に持参すること。郵送等による提出は認めない。

イ 事務局による提出書類の確認後、受付番号を付した提出書類受領書を交付する。

(4) 提出部数

参加表明書(様式1)及び納税証明書は、1部提出すること。様式2-1、2-2及び3-1~3は、14部提出することとし、CD-Rでデータ形式でも提出すること。

(5) 使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

(6) 注意事項

ア 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、該当様式に記載事項を追加すること。

イ 提出書類は、片面のみの使用とすること。

ウ 上下左右の余白は30mm程度とすること。

エ 文字の大きさは10.5pt以上とすること。

オ 提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出するものとする。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。なお、白紙での提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失することになるので注意すること。

(7) 費用負担等

提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

2 質疑書の提出手続き等

(1) 質疑書の提出場所及び方法

参加表明書等に関して質疑がある場合は、プロポーザルに関する質疑書(様式4-1)を作成し、事務局のメールアドレスに添付ファイルで送付のこと。他の方法による質疑は、受付けない。また、件名は「半田市立半田病院新病院ES事業(参加表明書等)質疑書【●●】」(●●は提出者名)とすること。

(2) 質疑書の提出期限

令和3年3月23日(火)正午まで

(3) 回答期限及び回答方法

質疑に対する回答は、令和3年3月25日(木)午後3時までに半田病院ホームページに随時掲載する。

3 参加資格要件審査結果通知書

応募者について、「5 参加資格及び条件」に定める参加資格要件を満たす者であるかを確認した後、それぞれの応募者に対し、その結果を令和3年4月2日(金)に参加資格要件審査結果通知書により通知する。また、応募者が7者以上あった場合は、参加表明書等に記載の実績等に基づき、事務局にて技術提案書等を提出する者を選定する場合がある。

いずれも、問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

4 参加辞退届

「3 参加資格要件審査結果通知書」にて、参加資格があるとされた応募者が以降の参加を辞退する場合は、令和3年4月23日（金）までの土曜日と日曜日を除く午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く。）に、参加辞退届書（様式5）を事務局に持参すること。郵送等による提出は認めない。

III ES・FM費用及び企画提案評価

1 提出書類等の提出内容等

「II 3 参加資格要件審査結果通知書」により、企画提案書等を提出するものと選定された応募者（以下「企画提案者」という。）は、以下に示すように企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類等

ア 企画提案提出書……………（様式6）

イ ES及びFMにかかる費用……………（様式7、8）

① ES設備の基本システムに対する15年間のES業務の総額費用……………（様式7）
年間ES費用（15年間の分割費用）、総額費用の内訳（工事総額費用、15年保守費用（ES設備の定期点検、消耗品・部品交換、修繕費用とし、ES設備の運転管理、日常点検はFM費用に見込む）、その他費用）を任意様式にて提出すること。

② FM業務に対する竣工から開院後15年間のFM費用の総額費用……………（様式8）
年ごとの内訳を任意様式にて提出すること。また、FM業務の一部を委託する場合は、委託業者一覧（様式9）に委託予定の業務内容及び委託予定業者名を記入し、提出すること。

ウ 【テーマA】本事業に対する実施体制（ES・FM共通）……………（様式10）
事業スキーム、事業実施体制（設計、施工、運転・保守・維持管理）について記入すること。ただし、次の点について注意すること。（A3判1枚）

① 市内業者の活用

ES業務及びFM業務を実施するにあたり、可能な限り半田市内業者（半田市内に本社又は支店などを有する企業等）を活用すること。

② 維持管理体制

維持管理体制については常駐管理とする。

エ 【テーマB】ES設備の基本システムをベースとした独自提案……………（様式11-1~3）
次の①②③について、それぞれ「IV その他 4 配布資料」に示すES設備の基本システム（以下「基本システム」という。）をベースとした独自の提案をし、具体的な考え方等について、提案ごとに様式11-1（A3判1枚）に記入すること。提案数は各テーマ3件以内とし、重複した提案については採点の対象外とする。また、テーマごとに各独自提案一覧表（様式11-2、3）（A4判1枚）を作成すること。

① 環境負荷低減（CO2削減）と省エネルギー対策（1次エネルギー削減）

……………（様式11-1、2）

基本システムをベースとした独自提案のシステム仕様、CO2削減量、1次エネルギー削減量及び費用を具体的に提示すること。また、CO2排出係数及び一次エネ

ルギー換算値は表1に示す値を使用することとし、光熱水費の算定には、表2に示す参考単価を用いるものとする。参考単価以外の金額を用いる場合は、その根拠と単価を明記すること。

表1 CO2排出係数及び一次エネルギー換算値

	CO2排出係数	一次エネルギー換算値
電気	0.426kg/kWh ※1	9.76MJ/kWh ※2
都市ガス	2.29kg/Nm ³ ※3	45.0MJ/Nm ³ ※3

※1) 中部電力ホームページ(2019年度CO2排出係数)参照

※2) 一般財団法人省エネルギーセンター参照

※3) 東邦ガスホームページ参照

表2 光熱水費参考単価

単価(税抜)			
電気 ※4	基本料金	1,755.24	円/kW
	電力量料金(総合単価)	14.43	円/kWh
	再生可能エネルギー発電促進賦課金	2.71	円/kWh
ガス ※5		41.73	円/m ³
上下水 ※6		455.00	円/m ³
A重油		70.00	円/ℓ

※4) 中部電力 業務用タイムプラン(高圧業務用電力TOU タイムプラン2)

電力量料金は総合単価とする。総合単価は各単価(重負荷時間16.64円/kWh、昼間時間14.24円/kWh、夜間時間12.42円/kWh)の平均値とする。

なお、燃料費調整単価は含めない。

※5) 東邦ガス 原料調整費を含む。

※6) 半田市ホームページ参照(上水単価と下水単価を合算)

- ② ES費用及び光熱水費の低減……………(様式11-1、3)
 基本システムをベースとした独自提案のシステム仕様を提案し、ES費用と光熱水費の低減コストについて記入すること。基本システムに省エネルギーシステムを導入することで、ES費用が増額する場合においても、光熱水費の低減効果によって、総額が低減する場合は記入すること。光熱水費の算定には、「VI その他 4 配布資料」(4)に示す、半田市立半田病院の想定負荷モデル及び表2に示す参考単価を用いるものとする。参考単価以外の金額を用いる場合は、その根拠と単価を明記すること。なお、補助金等の活用によるコスト低減は提案段階で確定しないため、評価の対象外とする。
- ③ BCP対策と信頼性向上……………(様式11-1、3)
 BCP向上のための独自提案システムの仕様と効果及び費用について記入すること。

- オ 【テーマC】 E S設備の維持管理への対応…………… (様式12)
エネルギー供給を継続させるための体制について記入すること。また、E S設備故障時の対応、設備の保全計画、設備更新計画、事業終了後の対応等について記入すること。(A3判1枚)
- カ 【テーマD】 LCEMツールなどを用いた性能検証(コミッショニング)について…………… (様式13)
新病院の計画にあたり、LCEMツールを活用したコミッショニングを実施している。E S事業者として実施する内容について、具体的に記入すること。(A3判1枚)
- キ 【テーマE】 FM業務に対する取り組み…………… (様式14)
次の3点について、記載すること。(A3判2枚以内)
- ① FM業務の運営
院内医療従事者との調整、各業務内容の病院運営サポートについて記入すること。
 - ② FM業務の履行性
事業計画の確実性、リスクマネジメントについて記入すること
 - ③ FM業務の独自性
地元企業との連携、協力等による運営・緊急対応の体制について記入すること。
- ク 【テーマF】 E S事業とFM業務包括による効率的運用…………… (様式15)
(A3判1枚)
- ケ 【テーマG】 その他自由提案…………… (様式16)
上記ウ〜クに記載した以外に提案がある場合は、記入すること。(4件まで)
(A3判1枚)
例) 2050年カーボンニュートラルに向けた提案と緊急時の燃料配送サービス提案
- (2) 提出場所
事務局
- (3) 提出方法
- ア 令和3年5月25日(火)午前9時から午後3時まで(正午から午後1時までを除く。)
に、必ず事務局に持参すること。郵送等による提出は認めない。
 - イ 事務局による提出書類の確認後、受付番号を付した提出書類受領書を交付する。
- (4) 提出部数
企画提案提出書(様式6)並びにE S及びFMにかかる費用(様式7、8)は、1部提出すること。その他の様式は、左上1か所をステープラー(ホチキス等)留めとして14部提出することとし、CD-Rでデータ形式でも提出すること。
- (5) 使用する言語、通貨及び単位
使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- (6) 注意事項
- ア 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、作成すること。
 - イ 提出書類は、片面のみの使用とすること。
 - ウ 上下左右の余白は30mm程度とすること。

エ 文字の大きさは10.5pt以上とすること。

オ 提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出するものとする。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。なお、白紙での提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失することになるので注意すること。

(7) 費用負担等

提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

2 質疑書の提出手続き等

(1) 質疑書の提出場所及び方法

企画提案書等に関して質疑がある場合は、プロポーザルに関する質疑書(様式4-2)を作成し、事務局のメールアドレスに添付ファイルで送付のこと。他の方法による質疑は、受付けない。また、件名は「半田市立半田病院新病院ES事業(企画提案書等) 質疑書【●●】」(●●は提出者名)とすること。

(2) 質疑書の提出期限

令和3年4月9日(金)正午まで

(3) 回答期限及び回答方法

質疑に対する回答は、令和3年4月16日(金)午後3時までに半田病院ホームページに随時掲載する。

3 ES・FM費用及び技術提案審査

ES・FM費用及び技術提案審査は、書類審査のほか、提出書類等のプレゼンテーション及びヒアリングによって評価する。

4 提出書類等のプレゼンテーション及びヒアリング

企画提案者による企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング評価を実施し、最優秀者及び次点者を選定する。

プレゼンテーションは、パワーポイントを用いたパソコン操作による内容説明とする。

(1) 応募者による提出書類の説明(プロジェクター使用等による25分以内のプレゼンテーション)と評価委員会による20分程度のヒアリングを行う。

(2) プレゼンテーションは、本業務の総合管理業務責任者又は様式2-2に記載の各業務責任者及び各工事担当者等が、提出された企画提案書により行うものとし、各自で用意したパソコンを用いて説明すること。追加資料等の配布は認めない。ただし、企画提案書に記載された文章、スケッチ等の範囲であれば、拡大用紙(パネル)、ビデオプロジェクター静止画像を使用することは可とする。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングへの出席者は、総合管理業務責任者1名、その他の各業務責任者及び工事担当者等のうちの3名及びパソコン操作者1名以内の合計5名以内とし、原則として代理者の出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。

(4) 実施場所、実施時間、その他詳細については後日通知する。

IV ES事業予定者評価結果の通知

ES事業予定者評価結果の通知は、令和3年6月上旬に、すべての企画提案者に対し、書面によりその旨を通知するほか、半田病院ホームページにより公表する。この場合において、企画提案者は、当該結果に対する異議申し立て等の行為を行うことはできない。

V 施工条件

1 所在地、敷地面積、工事概要

(1) 建築場所 半田市横山町地内

(2) 敷地面積 約40,000㎡

(3) 病院棟概要

ア 建築面積 約11,000㎡

イ 延床面積 約40,000㎡(地下駐車場(約3,500㎡)を含まない。)

ウ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造(免震構造)

エ 階数 地上5階、地下1階、塔屋2階

(4) 院内保育所棟工事概要

ア 建築面積 約350㎡

イ 延床面積 約300㎡

ウ 構造 鉄骨造

エ 階数 地上1階

VI その他

1 提出書類や図書の扱い

提出された書類等については、一切返却しない。また、提出後の提出書類等の追加、修正は認めない。

2 事業の契約

(1) 合計点数が最も高い者を最優秀者とする。また、2番目に高いものを次点者とする。なお、合計点数の最も高い者が2人以上ある場合は、ES費用の最も低い者を最優秀者とする。また、ES費用が同額であった場合は、FM費用の最も低い者を最優秀者とする。それでも順位が決定しない場合には、当該者によるくじにより決定するものとする。ただし、合計点数が、70点に満たないときは、最優秀者等を選定しない。

(2) 最優秀者は、事業予定者選定後にES事業の事業内容や費用等について十分協議したうえで、基本協定書をもって速やかに合意するものとする。また、協議が整わなかった場合は、次点者以降の企画提案者と協議するものとする。そして、協議が整った者を、事業予定者とする。なお、基本協定期間中の業務に関する費用は、すべて事業予定者の負担とし、発注者からの費用は発生しない。

(3) ES設備の仕様確定後、事業予定者とES事業の協議を行ない、協議が整った場合に、ES事業に関する契約を締結する。なお、ES設備の仕様に変更がない場合、契約するES費用は提案時の金額を上回ることはできないものとする。

- (4) E S設備を含めた新病院全体の各種設備の仕様確定後、事業予定者とFM業務の協議を行ない、協議が整った場合にFM事業に関する契約を締結する。なお、FM業務の仕様に変更がない場合は、契約するFM費用は提案時の金額を上回ることはできないものとする。また、増改築による各種設備の変更時及び3年毎に契約内容の見直しを行なうものとする。
- (5) 本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額又は否決があったときは、本プロポーザルについての実施の効力を失う場合があるものとする。

3 建設予定地の視察

主催者による建設予定地での説明会は行わない。通行車両、歩行者など第三者に迷惑のかからない範囲で公道から視察することは可とするが、建設予定地への立入りは不可とする。

4 配布資料

- (1) 半田市立半田病院新病院建設設計業務基本設計説明書
 - ア 基本設計主旨
 - イ 意匠、構造、電気設備、機械設備の主な考え方
 - ウ 工程表
 - エ ボーリングデータ
 - オ 敷地測量図
- (2) 基本設計図面等
 - ア 共通
 - 工事区分表
 - イ 意匠
 - 特記仕様書、配置図、平面図、立面図、断面図、基本矩計図、仕上表、建具表、造り付家具リスト、昇降機設備仕様書
 - ウ 構造
 - 特記仕様書、各階床梁伏図、軸組図、想定断面リスト
 - エ 電気設備
 - 特記仕様書、各室条件リスト、電源設備図、電力幹線設備図、照明設備図、防災設備図、自火報設備図、照明器具仕様、通信幹線設備図、通信機器仕様、避雷・接地設備図
 - オ 機械設備
 - 特記仕様書、各室条件リスト、配置図、空調機器リスト、空調ゾーニング図、中央監視システム図、衛生機器・器具リスト、消火設備図、医療ガス設備図、特殊排水処理設備図、厨房設備図
 - カ 基本設備プロット平面図
- (3) 要求水準書
- (4) 新病院の負荷モデル、基本システムのエネルギー消費量・光熱水費の想定
- (5) E S事業で想定されるリスクと責任分担

業務実績、技術提案審査及びE S・FM費用の評価事項・配点について

評価項目	評価事項	配点
実績評価	本店、支店又は営業所登録の所在地	6
	E S業務に関する実績	6
	FM業務に対する実績	6
	小計	18
価格評価	E S設備の基本システムに対するエネルギー供給期間のE S費用	15
	FM業務に対する竣工から開院後15年のFM費用	5
	小計	20
企画提案	【テーマA】 本事業に対する実施体制 (E S・FM共通)	8
	【テーマB】 E S設備の基本システムをベースとして追加の独自提案	—
	環境負荷低減 (CO2削減) と省エネルギー対策	6
	E S費用及び光熱水費低減	6
	BCP対策と信頼性向上	3
	【テーマC】 E S設備の維持管理への対応	8
	【テーマD】 LCEMツール等を活用した性能検証	6
	【テーマE】 FM事業に対する取り組み	—
	FM業務の運営	3
	FM業務の履行性	3
	FM業務の独自性	3
	【テーマF】 E S事業とFM業務包括による効率的運用	8
	【テーマG】 その他自由提案	8
小計	62	
合計		100